



中国語原文	日本語仮訳
<p>中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会 公告〔2009〕第10号</p> <p>中国人民银行、财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会共同制定了《跨境贸易人民币结算试点管理办法》，现予以公布实施。</p> <p style="text-align: right;">中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 银监会 二〇〇九年七月一日</p> <p>跨境贸易人民币结算试点管理办法</p> <p>第一条 为促进贸易便利化，保障跨境贸易人民币结算试点工作的顺利进行，规范试点企业和商业银行的行为，防范相关业务风险，根据《中华人民共和国中国人民银行法》等法律、行政法规，制定本办法。</p> <p>第二条 国家允许指定的、有条件的企业在自愿的基础上以人民币进行跨境贸易的结算，支持商业银行为企业提供跨境贸易人民币结算服务。</p> <p>第三条 国务院批准试点地区的跨境贸易人民币结算，适用本办法。</p>	<p>中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 中国銀行業監督管理委員会 公告〔2009〕第10号</p> <p>中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀監会は共同で『クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法』を制定した。ここに公布し、実施する。</p> <p style="text-align: right;">中国人民銀行 財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 銀監会 二〇〇九年七月一日</p> <p>クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法</p> <p>第一条 貿易の利便性を促進し、クロスボーダー貿易人民元決済試行業務の順調な進行を保障し、パイロット企業と商業銀行の行為を規範化し、関連の業務リスクを防止するため、『中華人民共和国中国人民銀行法』等の法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 国家は、指定された、条件を有する企業が自由意志を基礎として人民元によりクロスボーダー貿易の決済を行うことを許可し、商業銀行が企業のためにクロスボーダー貿易人民元決済サービスを提供することを支持する。</p> <p>第三条 國務院が認可したパイロット地区のクロスボーダー貿易人民元決済には、本弁法を適用する。</p>



第四条 试点地区的省级人民政府负责协调当地有关部门推荐跨境贸易人民币结算的试点企业，由中国人民银行会同财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会等有关部门进行审核，最终确定试点企业名单。在推荐试点企业时，要核实试点企业及其法定代表人的真实身份，确保试点企业登记注册实名制，并遵守跨境贸易人民币结算的各项规定。试点企业违反国家有关规定的，依法处罚，取消其试点资格。

第五条 中国人民银行可根据宏观调控、防范系统性风险的需要，对跨境贸易人民币结算试点进行总量调控。

第六条 试点企业与境外企业以人民币结算的进出口贸易，可以通过香港、澳门地区人民币业务清算行进行人民币资金的跨境结算和清算，也可以通过境内商业银行代理境外商业银行进行人民币资金的跨境结算和清算。

第七条 经中国人民银行和香港金融管理局、澳门金融管理局认可，已加入中国人民银行大额支付系统并进行港澳人民币清算业务的商业银行，可以作为港澳人民币清算行，提供跨境贸易人民币结算和清算服务。

第四条 パイロット地区の省レベル人民政府は当地の関係部門と協力し、クロスボーダー貿易人民元決済のパイロット企業を推薦することに責任を負い、中国人民銀行は財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀监会等の関係部門とともに審査を行い、パイロット企業リストを最終的に確定する。パイロット企業を推薦する際には、パイロット企業及び法定代表者の実体を確認し、パイロット企業の登記登録の实名制を確保し、且つクロスボーダー貿易人民元決済の各種規定を遵守する必要がある。パイロット企業が国家の関係規定に違反した場合、法により処罰し、その試行資格を取り消す。

第五条 中国人民銀行はマクロコントロール、システム性リスク防止の必要性に基づき、クロスボーダー貿易人民元決済試行に対し総量規制を行うことができる。

第六条 パイロット企業と域外企業が人民元により決済する輸出入貿易は、香港、マカオ地区の人民元業務クリアリング銀行を通じて人民元資金のクロスボーダーの決済と清算を行うことができ、また、域内商業銀行が域外商業銀行を代理することを通じて人民元資金のクロスボーダーの決済と清算を行うこともできる。

第七条 中国人民銀行と香港金融管理局、マカオ金融管理局の認可を経て、中国人民銀行の大口支払システムに既に加入し且つ香港マカオの人民元クリアリング業務を行っている商業銀行は、香港マカオの人民元クリアリング銀行として、クロスボーダー貿易人民元決済と清算サービスを提供することができる。



第八条 试点地区内具备国际结算业务能力的商业银行（以下简称境内结算银行），遵守跨境贸易人民币结算的有关规定，可以为试点企业提供跨境贸易人民币结算服务。

第九条 试点地区内具备国际结算业务能力的商业银行（以下简称境内代理银行），可以与跨境贸易人民币结算境外参加银行（以下简称境外参加银行）签订人民币代理结算协议，为其开立人民币同业往来账户，代理境外参加银行进行跨境贸易人民币支付。境内代理银行应当按照规定将人民币代理结算协议和人民币同业往来账户报中国人民银行当地分支机构备案。

第十条 境内代理银行可以对境外参加银行开立的账户设定铺底资金要求，并可以为境外参加银行提供铺底资金兑换服务。

第十一条 境内代理银行可以依境外参加银行的要求在限额内购售人民币，购售限额由中国人民银行确定。

第十二条 境内代理银行可以为在其开有人民币同业往来账户的境外参加银行提供人民币账户融资，用于满足账户头寸临时性需求，融资额度与期限由中国人民银行确定。

第十三条 港澳人民币清算行可以按照中

第八条 パイロット地区内の国際決済業務能力を具備する商業銀行（以下、域内セトルメント銀行という）は、クロスボーダー貿易人民元決済の関係規定を遵守し、パイロット企業のためにクロスボーダー貿易人民元決済サービスを提供することができる。

第九条 パイロット地区内の国際決済業務能力を具備する商業銀行（以下、域内エージェント銀行という）は、クロスボーダー貿易人民元決済の域外参加銀行（以下、域外参加銀行）と人民元代理決済協議を締結し、人民元ノストロ口座を開設し、域外参加銀行を代理してクロスボーダー貿易人民元支払を行うことができる。域内エージェント銀行は、規定に従い人民元代理決済協議と人民元ノストロ口座を中国人民銀行の当該地分支機構に報告し、届け出なければならない。

第十条 域内エージェント銀行は、域外参加銀行の開設する口座に対し保証資金の要求を設定することができ、域外参加銀行のために保証資金両替サービスを提供することもできる。

第十一条 域内エージェント銀行は域外参加銀行の要求により限度額内で人民元の購入販売を行うことができるが、購入販売の限度額は中国人民銀行が確定する。

第十二条 域内エージェント銀行は人民元ノストロ口座を保有している域外参加銀行のために人民元口座融資を提供することができ、口座ポジションの臨時のニーズに満たすことに用いることができるが、融資限度額と期限は中国人民銀行が確定する。

第十三条 香港マカオの人民元クリアリング銀



国人民銀行の有关规定从境内银行间外汇市场、银行间同业拆借市场兑换人民币和拆借资金，兑换人民币和拆借限额、期限等由中国人民银行确定。

第十四条 境内结算银行可以按照有关规定逐步提供人民币贸易融资服务。

第十五条 人民币跨境收支应当具有真实、合法的交易基础。境内结算银行应当按照中国人民银行的规定，对交易单证的真实性及其与人民币收支的一致性进行合理审查。

第十六条 境内结算银行和境内代理银行应当按照反洗钱和反恐融资的有关规定，采取有效措施，了解客户及其交易目的和交易性质，了解实际控制客户的自然人和交易的实际受益人，妥善保存客户身份资料和交易记录，确保能足以重现每项交易的具体情况。

第十七条 使用人民币结算的出口贸易，按照有关规定享受出口货物退（免）税政策。具体出口货物退（免）税管理办法由国务院税务主管部门制定。

第十八条 试点企业的跨境贸易人民币结算不纳入外汇核销管理，办理报关和出口货物退（免）税时不需要提供外汇核销单。境内结算银行和境内代理银行应当按照税务部门的要求，依法向税务部门提供试点企业有关跨境贸

行は、中国人民銀行の關係規定に従い、域内のインターバンク外貨市場、インターバンク市場から人民元と調達資金を両替することができるが、人民元と調達の両替の限度額、期限等は中国人民銀行が確定する。

第十四条 域内セトルメント銀行は、關係規定に従い、人民元貿易融資サービスを逐次提供することができる。

第十五条 人民元クロスボーダー収支は、真実で、合法的な取引基礎を有していなければならない。域内セトルメント銀行は中国人民銀行の規定に従い、取引証憑の真実性及び人民元収支との一貫性に対し合理的な審査を行わなければならない。

第十六条 域内セトルメント銀行と域内エージェント銀行は、アンチマネーロンダリングとアンチテロ融資の關係規定に従い、有効な措置を講じ、顧客及びその取引目的と取引性質を掌握し、実際に顧客を支配する自然人と取引の実際の受益者を掌握し、顧客の確認資料と取引記録を適切に保存し、各取引の具体的な状況を再現できるよう確保しなければならない。

第十七条 人民元決済を使用する輸出貿易は、關係規定に従い、輸出貨物税額還付（免除）政策を享受する。具体的な輸出貨物税額還付（免除）管理方法は國務院稅務主管部門が制定する。

第十八条 パイロット企業のクロスボーダー人民元決済は外貨核銷管理に組み入れず、通関と輸出貨物税額還付（免除）手続を行う際に外貨核銷單を提出する必要はない。域内セトルメント銀行と域内エージェント銀行は、稅務部門の要求に従



<p>易人民币结算的数据、资料。</p> <p>第十九条 试点企业应当确保跨境贸易人民币结算的贸易真实性，应当建立跨境贸易人民币结算台账，准确记录进出口报关信息和人民币资金收付信息。</p> <p>第二十条 对于跨境贸易人民币结算项下涉及的国际收支交易，试点企业和境内结算银行应当按照有关规定办理国际收支统计申报。境内代理银行办理购售人民币业务，应当按照规定进行购售人民币统计。</p> <p>第二十一条 跨境贸易项下涉及的居民对非居民的人民币负债，暂按外债统计监测的有关规定办理登记。</p> <p>第二十二条 中国人民银行建立人民币跨境收付信息管理系统，逐笔收集并长期保存试点企业与人民币跨境贸易结算有关的各类信息，按日总量匹配核对，对人民币跨境收付情况进行统计、分析、监测。境内结算银行和境内代理银行应当按中国人民银行的相关要求接入人民币跨境收付信息管理系统并报送人民币跨境收付信息。</p> <p>第二十三条 至货物出口后 210 天时，试点</p>	<p>い、法により税務部門にパイロット企業のクロスボーダー貿易人民元決済のデータ、資料を提出しなければならない。</p> <p>第十九条 パイロット企業は、クロスボーダー貿易人民元決済の貿易の真实性を確保しなければならない。クロスボーダー貿易人民元決済の台帳を確立し、輸出入通関情報と人民元資金収支の情報を正確に記録しなければならない。</p> <p>第二十条 クロスボーダー貿易人民元決済に係わる国際収支取引について、パイロット企業と域内セトルメント銀行は、関係規定に従い国際収支統計申告を行わなければならない。域内エージェント銀行が行う人民元の購入販売の業務は、規定に従い人民元の購入販売の統計を行わなければならない。</p> <p>第二十一条 クロスボーダー貿易に係わる居住者の非居住者に対する人民元負債は、外債統計モニタリングの関係規定により暫定的に登記を行う。</p> <p>第二十二条 中国人民銀行は人民元クロスボーダー収支情報管理システムを確立し、パイロット企業と人民元クロスボーダー貿易決済に関係する各種情報を都度収集し且つ長期間保存し、毎日総量を整合、照合し、人民元クロスボーダー収支状況に対し統計、分析、モニタリングを行う。域内セトルメント銀行と域内エージェント銀行は中国人民銀行の関連要求により、人民元クロスボーダー収支情報管理システムに接続し且つ人民元クロスボーダー収支情報を報告送付しなければならない。</p> <p>第二十三条 貨物輸出後 210 日に達した時に、</p>
---	--



企业仍未将人民币货款收回境内的，应当在 5 个工作日内通过其境内结算银行向人民币跨境收付信息管理系统报送该笔货物的未收回货款的金额及对应的出口报关单号，并向其境内结算银行提供相关资料。

试点企业拟将出口人民币收入存放境外的，应通过其境内结算银行向中国人民银行当地分支机构备案，并向人民币跨境收付信息管理系统报送存放境外的人民币资金金额、开户银行、账号、用途及对应的出口报关单号等信息。

试点企业应当选择一家境内结算银行作为其跨境贸易人民币结算的主报告银行。试点企业的主报告银行负责提示该试点企业履行上述信息报送和备案义务。

第二十四条 中国人民银行对境内结算银行、境内代理银行、试点企业开展跨境贸易人民币结算业务的情况进行检查监督。发现境内结算银行、境内代理银行、试点企业违反有关规定的，依法进行处罚。

试点企业有关跨境贸易人民币结算的违法违规信息，应当准确、完整、及时地录入中国人民银行企业信用信息基础数据库，并与海关、税务等部门共享。

パイロット企業が依然として人民元貨物代金を域内に回収していない場合、5 営業日以内に域内セトルメント銀行を通じて当該貨物の未回収貨物代金の金額及び対応する輸出通関申告書番号を人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告送付し、且つ域内セトルメント銀行に関連資料を提出しなければならない。

パイロット企業が輸出の人民元収入を域外に存置する場合、域内セトルメント銀行を通じて中国人民銀行の当該地分支機構に届出し、且つ域外に存置する人民元資金の金額、口座開設銀行、口座番号、用途及び対応する輸出通関申告書番号等の情報を人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告送付しなければならない。

パイロット企業は、一つの域内セトルメント銀行をクロスボーダー人民元決済の主報告銀行として選択しなければならない。パイロット企業の主報告銀行は当該パイロット企業が上述の情報の報告送付と届出義務を履行するよう注意喚起する責任を負う。

第二十四条 中国人民銀行は域内セトルメント銀行、域内エージェント銀行、パイロット企業が行うクロスボーダー人民元決済業務の状況に対し検査監督を行う。域内セトルメント銀行、域内エージェント銀行、パイロット企業に關係規定違反があることを発見した場合、法により処罰を行う。

パイロット企業のクロスボーダー人民元決済に係わる違法情報は、中国人民銀行の企業信用情報基礎データベースに正確に、完全に、遅滞なく入力し、且つ税関、税務等の部門と共有しなければならない。



<p>第二十五条 中国人民银行与港澳人民币清算行协商修改《关于人民币业务的清算协议》，明确港澳人民币清算行提供跨境贸易人民币结算和清算服务的有关内容。</p> <p>中国人民银行可以与香港金融管理局、澳门金融管理局签订合作备忘录，在各自职责范围内对港澳人民币清算行办理跨境贸易人民币结算和清算业务进行监管。</p> <p>第二十六条 中国人民银行与财政部、商务部、海关总署、税务总局、银监会、外汇局等相关部门建立必要的信息共享和管理机制，加大事后检查力度，以形成对跨境贸易人民币结算试点工作的有效监管。</p> <p>第二十七条 本办法自公布之日起施行。</p>	<p>第二十五条 中国人民銀行と香港マカオの人民元クリアリング銀行が「人民元業務に関する清算協議」を協議して修正する場合、香港マカオの人民元クリアリング銀行が提供するクロスボーダー貿易人民元決済と清算サービスに関する内容を明確化する。</p> <p>中国人民銀行は香港金融管理局、マカオ金融管理局と協力備忘録を締結し、各自の職責範囲内において香港マカオの人民元クリアリング銀行が行うクロスボーダー貿易人民元決済と清算業務に対し監督管理を行うことができる。</p> <p>第二十六条 中国人民銀行は財政部、商務部、税関総署、税務総局、銀监会、外管局等の関連部門とともに必要な情報共有と管理体制を確立し、事後検査に重点を置き、クロスボーダー貿易人民元決済試行業務の有効な監督管理を形成する。</p> <p>第二十七条 本弁法は公布日より施行する。</p>
---	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 商品開発部】